

科学技術基本法

2018/10/13付 | 日本経済新聞 朝刊

独創的な科学技術を振興しようと政府の総合的な計画策定や財政的な支援などを盛り込んだ法律で、1995年に議員立法で成立した。政府が60年代後半、法制化を検討したが、法案を国会に提出できずに廃案になった。自民党の素案をもとに超党派の有志議員で法案をまとめ、ほぼ四半世紀を経て実現した。

「科学技術は人類にとっての知的資産」との認識を打ち出し、およそ10年先を見据えた「科学技術基本計画」の策定を義務付けた。同計画は96年から第1期が始まり5年ごとに見直し、現在は2016年を初年度とする第5期に入った。狩猟社会から農耕社会、工業社会、情報社会に続く「ソサエティー5.0」を築こうと唱えている。先進的な情報通信技術をものづくりやサービスなどに生かし、競争力のある経済、持続的な社会の実現を目指している。



科学技術行政にとって、この計画の中に確保できる予算額をいかに明記するかが大きな焦点だった。第1期は17兆円を目標にし、最終的に5年間で17兆6000億円を投じた。しかし以後の計画では目標額を達成できていない。第5期は約26兆円を掲げている。予算規模とともに、日本の研究開発の効率の悪さも議論の対象になっている。

基本法は研究施設の整備やデータベースの充実、研究者の内外の交流促進などにも触れている。これらを指針に各府省が関連する政策を準備する。重点的に強化する特定国立研究開発法人制度も16年に始まった。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

